【平成20年6月13日法律第65号改正後】

**第二百七条**　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条　七億円以下の罰金刑

二　第百九十七条の二（第十一号及び第十二号を除く。）　五億円以下の罰金刑

三　第百九十八条の三から第百九十八条の五まで　三億円以下の罰金刑

四　第百九十八条の六（第八号、第九号、第十二号及び第十三号を除く。）又は第百九十九条　二億円以下の罰金刑

五　第二百条（第十七号及び第十九号を除く。）又は第二百一条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第九号から第十一号まで　一億円以下の罰金刑

六　第百九十八条（第五号及び第八号を除く。）、第百九十八条の六第八号、第九号、第十二号若しくは第十三号、第二百条第十七号若しくは第十九号、第二百一条（第一号、第二号、第四号、第六号及び第九号から第十一号までを除く。）、第二百五条、第二百五条の二（第十三号及び第十四号を除く。）又は前条（第五号を除く。）　各本条の罰金刑

２　前項の規定により第百九十七条又は第百九十七条の二（第十一号及び第十二号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

３　第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【平成20年6月13日 法律第65号】

（改正後）

**第二百七条**　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条　七億円以下の罰金刑

二　第百九十七条の二（第十一号及び第十二号を除く。）　五億円以下の罰金刑

三　第百九十八条の三から第百九十八条の五まで　三億円以下の罰金刑

四　第百九十八条の六（第八号、第九号、第十二号及び第十三号を除く。）又は第百九十九条　二億円以下の罰金刑

五　第二百条（第十七号及び第十九号を除く。）又は第二百一条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第九号から第十一号まで　一億円以下の罰金刑

六　第百九十八条（第五号及び第八号を除く。）、第百九十八条の六第八号、第九号、第十二号若しくは第十三号、第二百条第十七号若しくは第十九号、第二百一条（第一号、第二号、第四号、第六号及び第九号から第十一号までを除く。）、第二百五条、第二百五条の二（第十三号及び第十四号を除く。）又は前条（第五号を除く。）　各本条の罰金刑

２　前項の規定により第百九十七条又は第百九十七条の二（第十一号及び第十二号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

３　第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（改正前）

**第二百七条**　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条　七億円以下の罰金刑

二　第百九十七条の二（第十一号及び第十二号を除く。）　五億円以下の罰金刑

三　第百九十八条の三から第百九十八条の五まで　三億円以下の罰金刑

四　第百九十八条の六（第八号、第九号、第十二号及び第十三号を除く。）又は第百九十九条　二億円以下の罰金刑

五　第二百条（第十七号及び第十九号を除く。）又は第二百一条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第九号から第十一号まで　一億円以下の罰金刑

六　第百九十八条（第五号及び第八号を除く。）、第百九十八条の六第八号、第九号、第十二号若しくは第十三号、第二百条第十七号若しくは第十九号、第二百一条（第一号、第二号、第四号、第六号及び第九号から第十一号までを除く。）、第二百五条、第二百五条の二（第十四号及び第十五号を除く。）又は前条（第五号を除く。）　各本条の罰金刑

２　前項の規定により第百九十七条又は第百九十七条の二（第十一号及び第十二号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

３　第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条　　七億円以下の罰金刑

二　第百九十七条の二（第十一号及び第十二号を除く。）　五億円以下の罰金刑

三　　第百九十八条の三から第百九十八条の四まで　三億円以下の罰金刑

四　第百九十八条の六（第八号、第九号、第十二号及び第十三号を除く。）又は第百九十九条　二億円以下の罰金刑

五　第二百条（第十七号及び第十九号を除く。）又は第二百一条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第九号から第十一号まで　一億円以下の罰金刑

六　第百九十八条（第五号及び第八号を除く。）、第百九十八条の六第八号、第九号、第十二号若しくは第十三号、第二百条第十七号若しくは第十九号、第二百一条（第一号、第二号、第四号、第六号及び第九号から第十一号までを除く。）、第二百五条、第二百五条の二（第十四号及び第十五号を除く。）又は前条（第五号　を除く。）　各本条の罰金刑

２　前項の規定により第百九十七条又は第百九十七条の二（第十一号及び第十二号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

３　第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（改正前）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条（第一項第五号及び第六号を除く。）　五億円以下の罰金刑

（二　新設）

二　第百九十八条第一号から第十号まで若しくは第十八号、第百九十八条の三、第百九十八条の三の二又は第百九十八条の四　三億円以下の罰金刑

三　第百九十八条の五（第五号、第六号、第九号及び第十号を除く。）又は第百九十九条　二億円以下の罰金刑

四　第二百条（第十八号及び第二十号を除く。）又は第二百条の三第一号、第二号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号　一億円以下の罰金刑

五　第百九十八条第十一号から第十四号まで、第十六号若しくは第十七号、第百九十八条の五第五号、第六号、第九号若しくは第十号、第二百条第十八号若しくは第二十号、第二百条の三（第一号、第二号、第五号、第七号、第九号及び第十号を除く。）、第二百五条、第二百五条の二又は前条（第五号から第七号までを除く。）　各本条の罰金刑

②　前項の規定により第百九十七条（第一項第五号及び第六号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

③　第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条（第一項第五号及び第六号を除く。）　五億円以下の罰金刑

二　第百九十八条第一号から第十号まで若しくは第十八号、第百九十八条の三、第百九十八条の三の二又は第百九十八条の四　三億円以下の罰金刑

三　第百九十八条の五（第五号、第六号、第九号及び第十号を除く。）又は第百九十九条　二億円以下の罰金刑

四　第二百条（第十八号及び第二十号を除く。）又は第二百条の三第一号、第二号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号　一億円以下の罰金刑

五　第百九十八条第十一号から第十四号まで、第十六号若しくは第十七号、第百九十八条の五第五号、第六号、第九号若しくは第十号、第二百条第十八号若しくは第二十号、第二百条の三（第一号、第二号、第五号、第七号、第九号及び第十号を除く。）、第二百五条、第二百五条の二又は前条（第五号から第七号までを除く。）　各本条の罰金刑

②　前項の規定により第百九十七条（第一項第五号及び第六号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

③　第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（改正前）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条（第一項第五号及び第六号を除く。）　五億円以下の罰金刑

二　第百九十八条第一号から第十号まで若しくは第十九号、第百九十八条の三、第百九十八条の三の二又は第百九十八条の四　三億円以下の罰金刑

三　第百九十八条の五（第五号、第六号、第九号及び第十号を除く。）又は第百九十九条　二億円以下の罰金刑

四　第二百条（第十八号及び第二十号を除く。）又は第二百条の三第一号、第二号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号　一億円以下の罰金刑

五　第百九十八条第十一号から第十四号まで、第十七号若しくは第十八号、第百九十八条の五第五号、第六号、第九号若しくは第十号、第二百条第十八号若しくは第二十号、第二百条の三（第一号、第二号、第五号、第七号、第九号及び第十号を除く。）、第二百五条、第二百五条の二又は前条（第五号から第七号までを除く。）　各本条の罰金刑

②　前項の規定により第百九十七条（第一項第五号及び第六号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

③　第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条（第一項第五号及び第六号を除く。）　五億円以下の罰金刑

二　第百九十八条第一号から第十号まで若しくは第十九号、第百九十八条の三、第百九十八条の三の二又は第百九十八条の四　三億円以下の罰金刑

三　第百九十八条の五（第五号、第六号、第九号及び第十号を除く。）又は第百九十九条　二億円以下の罰金刑

四　第二百条（第十八号及び第二十号を除く。）又は第二百条の三第一号、第二号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号　一億円以下の罰金刑

五　第百九十八条第十一号から第十四号まで、第十七号若しくは第十八号、第百九十八条の五第五号、第六号、第九号若しくは第十号、第二百条第十八号若しくは第二十号、第二百条の三（第一号、第二号、第五号、第七号、第九号及び第十号を除く。）、第二百五条、第二百五条の二又は前条（第五号から第七号までを除く。）　各本条の罰金刑

②　前項の規定により第百九十七条（第一項第五号及び第六号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

③　第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（改正前）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条（第五号及び第六号を除く。）　五億円以下の罰金刑

二　第百九十八条第一号から第十号まで若しくは第十九号、第百九十八条の三、第百九十八条の三の二又は第百九十八条の四　三億円以下の罰金刑

三　第百九十八条の五（第五号、第六号、第九号及び第十号を除く。）又は第百九十九条　二億円以下の罰金刑

四　第二百条（第十八号及び第二十号を除く。）又は第二百条の三第一号、第二号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号　一億円以下の罰金刑

五　第百九十八条第十一号から第十四号まで、第十七号若しくは第十八号、第百九十八条の五第五号、第六号、第九号若しくは第十号、第二百条第十八号若しくは第二十号、第二百条の三（第一号、第二号、第五号、第七号、第九号及び第十号を除く。）、第二百五条、第二百五条の二又は前条（第五号から第七号までを除く。）　各本条の罰金刑

②　前項の規定により第百九十七条（第五号及び第六号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

③　第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条（第五号及び第六号を除く。）　五億円以下の罰金刑

二　第百九十八条第一号から第十号まで若しくは第十九号、第百九十八条の三、第百九十八条の三の二又は第百九十八条の四　三億円以下の罰金刑

三　第百九十八条の五（第五号、第六号、第九号及び第十号を除く。）又は第百九十九条　二億円以下の罰金刑

四　第二百条（第十八号及び第二十号を除く。）又は第二百条の三第一号、第二号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号　一億円以下の罰金刑

五　第百九十八条第十一号から第十四号まで、第十七号若しくは第十八号、第百九十八条の五第五号、第六号、第九号若しくは第十号、第二百条第十八号若しくは第二十号、第二百条の三（第一号、第二号、第五号、第七号、第九号及び第十号を除く。）、第二百五条、第二百五条の二又は前条（第五号から第七号までを除く。）　各本条の罰金刑

②　前項の規定により第百九十七条（第五号及び第六号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

③　第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（改正前）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条（第五号及び第六号を除く。）　五億円以下の罰金刑

二　第百九十八条第一号から第十号まで若しくは第十九号、第百九十八条の三又は第百九十八条の四　三億円以下の罰金刑

三　第百九十八条の五（第五号、第六号、第九号及び第十号を除く。）又は第百九十九条　二億円以下の罰金刑

四　第二百条（第十六号を除く。）又は第二百条の三第一号、第二号、第五号若しくは第七号　一億円以下の罰金刑

五　第百九十八条第十一号から第十四号まで、第十七号若しくは第十八号、第百九十八条の五第五号、第六号、第九号若しくは第十号、第二百条第十六号、第二百条の三（第一号、第二号、第五号及び第七号を除く。）、第二百五条、第二百五条の二又は前条（第五号から第七号までを除く。）　各本条の罰金刑

②　前項の規定により第百九十七条（第五号及び第六号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

③　第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】

（改正後）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条（第五号及び第六号を除く。）　五億円以下の罰金刑

二　第百九十八条第一号から第十号まで若しくは第十九号、第百九十八条の三又は第百九十八条の四　三億円以下の罰金刑

三　第百九十八条の五（第五号、第六号、第九号及び第十号を除く。）又は第百九十九条　二億円以下の罰金刑

四　第二百条（第十六号を除く。）又は第二百条の三第一号、第二号、第五号若しくは第七号　一億円以下の罰金刑

五　第百九十八条第十一号から第十四号まで、第十七号若しくは第十八号、第百九十八条の五第五号、第六号、第九号若しくは第十号、第二百条第十六号、第二百条の三（第一号、第二号、第五号及び第七号を除く。）、第二百五条、第二百五条の二又は前条（第五号から第七号までを除く。）　各本条の罰金刑

②　前項の規定により第百九十七条（第五号及び第六号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

③　第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（改正前）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条（第五号及び第六号を除く。）　五億円以下の罰金刑

二　第百九十八条第一号から第十号まで若しくは第十八号、第百九十八条の三又は第百九十八条の四　三億円以下の罰金刑

三　第百九十八条の五（第五号、第六号、第九号及び第十号を除く。）又は第百九十九条　二億円以下の罰金刑

四　第二百条（第十六号を除く。）又は第二百条の三第一号、第二号、第五号若しくは第七号　一億円以下の罰金刑

五　第百九十八条第十一号から第十四号まで若しくは第十七号、第百九十八条の五第五号、第六号、第九号若しくは第十号、第二百条第十六号、第二百条の三（第一号、第二号、第五号及び第七号を除く。）、第二百五条、第二百五条の二又は前条（第五号から第七号までを除く。）　各本条の罰金刑

②　前項の規定により第百九十七条（第五号及び第六号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

③　第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条（第五号及び第六号を除く。）　五億円以下の罰金刑

二　第百九十八条第一号から第十号まで若しくは第十八号、第百九十八条の三又は第百九十八条の四　三億円以下の罰金刑

三　第百九十八条の五（第五号、第六号、第九号及び第十号を除く。）又は第百九十九条　二億円以下の罰金刑

四　第二百条（第十六号を除く。）又は第二百条の三第一号、第二号、第五号若しくは第七号　一億円以下の罰金刑

五　第百九十八条第十一号から第十四号まで若しくは第十七号、第百九十八条の五第五号、第六号、第九号若しくは第十号、第二百条第十六号、第二百条の三（第一号、第二号、第五号及び第七号を除く。）、第二百五条、第二百五条の二又は前条（第五号から第七号までを除く。）　各本条の罰金刑

②　前項の規定により第百九十七条（第五号及び第六号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

③　第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（改正前）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条　五億円以下の罰金刑

二　第百九十八条第一号から第十号まで若しくは第十五号、第百九十八条の三又は第百九十八条の四　三億円以下の罰金刑

三　第百九十八条の五（第五号、第六号、第九号及び第十号を除く。）又は第百九十九条　二億円以下の罰金刑

四　第二百条（第十五号を除く。）又は第二百条の三第一号、第二号、第五号若しくは第七号　一億円以下の罰金刑

五　第百九十八条第十一号から第十四号まで若しくは第十六号、第百九十八条の五第五号、第六号、第九号若しくは第十号、第二百条第十五号、第二百条の三（第一号、第二号、第五号及び第七号を除く。）、第二百五条、第二百五条の二又は前条（第五号から第七号までを除く。）　各本条の罰金刑

②　前項の規定により第百九十七条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

③　第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】 （改正なし）

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条　五億円以下の罰金刑

二　第百九十八条第一号から第十号まで若しくは第十五号、第百九十八条の三又は第百九十八条の四　三億円以下の罰金刑

三　第百九十八条の五（第五号、第六号、第九号及び第十号を除く。）又は第百九十九条　二億円以下の罰金刑

四　第二百条（第十五号を除く。）又は第二百条の三第一号、第二号、第五号若しくは第七号　一億円以下の罰金刑

五　第百九十八条第十一号から第十四号まで若しくは第十六号、第百九十八条の五第五号、第六号、第九号若しくは第十号、第二百条第十五号、第二百条の三（第一号、第二号、第五号及び第七号を除く。）、第二百五条、第二百五条の二又は前条（第五号から第七号までを除く。）　各本条の罰金刑

②　前項の規定により第百九十七条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

③　第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（改正前）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条　五億円以下の罰金刑

二　第百九十八条第一号から第十号まで若しくは第十五号、第百九十八条の二又は第百九十八条の三　三億円以下の罰金刑

三　第百九十八条の四又は第百九十九条　二億円以下の罰金刑

四　第二百条（第十五号を除く。）又は第二百条の三第五号から第七号まで　一億円以下の罰金刑

五　第百九十八条第十一号から第十四号まで、第二百条第十五号、第二百条の三（第五号から第七号までを除く。）又は第二百五条から前条まで　各本条の罰金刑

②　前項の規定により第百九十七条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

③　第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】

（改正後）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条　五億円以下の罰金刑

二　第百九十八条第一号から第十号まで若しくは第十五号、第百九十八条の二又は第百九十八条の三　三億円以下の罰金刑

三　第百九十八条の四又は第百九十九条　二億円以下の罰金刑

四　第二百条（第十五号を除く。）又は第二百条の三第五号から第七号まで　一億円以下の罰金刑

五　第百九十八条第十一号から第十四号まで、第二百条第十五号、第二百条の三（第五号から第七号までを除く。）又は第二百五条から前条まで　各本条の罰金刑

②　前項の規定により第百九十七条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

③　第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（改正前）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条第一号から第三号の二まで又は第八号　三億円以下の罰金刑

二　第百九十八条（第八号を除く。）又は第百九十九条第一号の六　一億円以下の罰金刑

三　第百九十七条第四号から第七号まで、第百九十八条第八号、第百九十九条（第一号の六を除く。）、第二百条、第二百五条又は前条　各本条の罰金刑

（②　新設）

②　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【平成9年6月20日 法律第102号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】

（改正後）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条第一号から第三号の二まで又は第八号　三億円以下の罰金刑

二　第百九十八条（第八号を除く。）又は第百九十九条第一号の六　一億円以下の罰金刑

三　第百九十七条第四号から第七号まで、第百九十八条第八号、第百九十九条（第一号の六を除く。）、第二百条、第二百五条又は前条　各本条の罰金刑

②　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（改正前）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条第一号から第三号まで又は第八号　三億円以下の罰金刑

二　第百九十八条（第八号を除く。）又は第百九十九条第一号の六　一億円以下の罰金刑

三　第百九十七条第四号から第七号まで、第百九十八条第八号、第百九十九条（第一号の六を除く。）、第二百条、第二百五条又は前条　各本条の罰金刑

②　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】

（改正後）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条第一号から第三号まで又は第八号　三億円以下の罰金刑

二　第百九十八条（第八号を除く。）又は第百九十九条第一号の六　一億円以下の罰金刑

三　第百九十七条第四号から第七号まで、第百九十八条第八号、第百九十九条（第一号の六を除く。）、第二百条、第二百五条又は前条　各本条の罰金刑

②　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（改正前）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条第一号から第三号まで又は第八号　三億円以下の罰金刑

二　第百九十八条（第八号を除く。）又は第百九十九条第一号の五　一億円以下の罰金刑

三　第百九十七条第四号から第七号まで、第百九十八条第八号、第百九十九条（第一号の五を除く。）、第二百条、第二百五条又は前条　各本条の罰金刑

②　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百九十七条第一号から第三号まで又は第八号　三億円以下の罰金刑

二　第百九十八条（第八号を除く。）又は第百九十九条第一号の五　一億円以下の罰金刑

三　第百九十七条第四号から第七号まで、第百九十八条第八号、第百九十九条（第一号の五を除く。）、第二百条、第二百五条又は前条　各本条の罰金刑

②　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（改正前）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第百九十七条第一号の二から第三号まで、第百九十八条から第二百条まで、第二百五条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（各号　新設）

②　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】

（改正後）

第二百七条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第百九十七条第一号の二から第三号まで、第百九十八条から第二百条まで、第二百五条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

②　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（改正前）

第二百七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第百九十七条第二号第三号、第百九十八条乃至第二百条、第二百五条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（②　新設）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】 （改正なし）

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】 （改正なし）

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第二百七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第百九十七条第二号第三号、第百九十八条乃至第二百条、第二百五条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。